

戸籍公開の原則についての論点整理

戸籍制度は、日本国民の親族的身分関係を登録・公証するための制度であるが、戸籍公開の原則は、戸籍が公証を目的とすることから理論的に導かれる本質的な原則ではない。

1 公証、公開及び公示の意味

(1) 公証とは、特定の事実又は法律関係の存否を公に証明する行政行為（有斐閣法律用語辞典第2版）。

(2) 公開とは、①ある事柄について、不特定の者がそのことを行われている場所で実地にそれを見たり聞いたりできる状態にあること。②一般公衆の参加を広く認めること（有斐閣法律用語辞典第2版）。

例えば、①、「両議院の会議は、公開とする。」（憲法第57条第1項）、「裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。」（憲法第82条第1項）

②、「採用試験は、人事院規則の定める受験の資格を有するすべての国民に対して、平等の条件で公開されなければならない。」（国家公務員法第46条）

(3) 公示とは、一定の事項を周知させるために、一般公衆がこれを知ることのできる状態に置くこと（有斐閣法律用語辞典第2版）。

例えば、「国会議員の総選挙の施行を公示すること。」（憲法第7条第4号）、「一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。」（海上運送法第10条）、「この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。」（不動産登記法第1条）

2 戸籍と公証、公開及び公示との関係

(1) 戸籍と「公証」との関係

戸籍制度は、日本国民の親族的身分関係を「公証」するための制度であるとされてきた。

(2) 戸籍の「公開」との関係

ア 戸籍

現行の戸籍法第10条は、一定の場合を除き、一般人に戸籍の謄抄本等の利用を広く認める規定振りとなっている（1項で「何人でも・・・交付の請求をす

ることができる。」とされた上で、3項で「不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。」とされている。)。このため、戸籍については「公開を原則」とすると言われている。

イ 除かれた戸籍（除籍）

現行の戸籍法第12条の2は、戸籍に比し、一般人に除籍の謄抄本等の利用を広く認める規定振りとはなっていない（1項で「除かれた戸籍に記載されている者・・・は、交付の請求をすることができる。」とされた上で、2項で「前項に規定する者以外の者は、・・・場合に限り、同項の請求をすることができる。」とされている。)。このため、除籍については公開が原則とは言われておらず、戸籍よりも厳しい公開制限が付されている、などと言われている。

ウ 戸籍と公示との関係

戸籍制度との関係では、「公示」という用語は一般に用いられない。

3 成年後見登記と公証、公開及び公示との関係

(1) 成年後見登記と公証との関係

成年後見登記制度は、成年後見に関する事実を「公証」するための制度である。

(2) 成年後見登記と公開・公示との関係

成年後見に関する事実については、個人の精神上的の障害に関する裁判所の認定を内容とする情報であることから、プライバシー保護の要請及び国民感情に十分に配慮することが求められた。そのため、「戸籍記載に代わる新たな公示方法」として創設された成年後見登記制度においては、登記事項証明書の交付請求ができる者を本人等一定の者に限定し、取引の相手方は登記事項証明書の交付を請求することができないこととされた。したがって、成年後見登記制度においては、「公開（又は「非公開」）」を方針とするものではないことは明らかであり、「公証」「公示」と「公開」とが結びつかない例であるといえる。



自分の情報を他人に知られたくないという国民の意識の高まりを背景として、個人に関する情報の保護の要請が強まっている情勢にかんがみると、原則として何人でも戸籍の謄抄本等の交付請求ができるという意味での戸籍「公開」の原則は維持すべきものではなく、個人に関する情報を保護する観点から、原則として戸籍の謄抄本等の交付請求ができる者を本人等一定の者に限定し、それ以外の者については、正当事由が積極的に認められる場合に限り交付請求ができるものとするのが相当であると考えられるが、このようにしても「公証」の枠を外れるものではない。